

# 鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領

## 1 目的

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

なお、この要領により登録・公表された林業経営体は、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）の育成経営体として選定されたものとする。

## 2 定義

この要領における「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。

## 3 林業経営体の登録

県内に事業所があり、かつ、県内で造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営体は、知事の登録を受けることができるものとする。

## 4 登録の申請

- (1) 3の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記のアからタの内容を記載した様式1及び様式2を知事に提出するものとする。
- ア 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
  - イ 組織に関する情報（職員数等）
  - ウ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
  - エ 技術者・技能者数に関する情報
  - オ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
  - カ 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
  - キ 事業区域に関する情報
  - ク 主伐後の再造林の確保に関する情報
  - ケ 生産管理の取組に関する情報
  - コ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
  - サ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
  - シ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

- ス 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- セ コンプライアンスの確保に関する情報
- ソ 安全対策の取組状況，地域への貢献，表彰実績等に関する情報
- タ その他都道府県知事が定める情報

(2) (1)の申請書には，次に掲げる書類を添付するものとする。ただし，登録申請者が，林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であって，アからカに掲げる事項が，既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一である場合は，その書類の提出を省略することができるものとする。

- ア 登記事項証明書又は住民票
- イ 納税証明書
- ウ 労働者を雇用している場合にあつては，雇用に関して交付している文書の様式
- エ 労働者を雇用している場合にあつては，社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- オ 就業規則を制定している場合にあつては，就業規則の写し
- カ 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
- キ 林業機械を保有している場合にあつては，林業機械保有台数内訳表（様式3）
- ク 技術者・技能者を有している場合にあつては，技術者・技能者名簿（様式4）
- ケ (1)のエが確認できる書類
- コ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で，元請・下請として，完成，引き渡しが完了した過去5年の事業実績の中から，代表的なもの1件の契約書等の写し）
- サ 行動規範を作成している場合は，その写し。または，所属する団体等が策定し，それを遵守していることを証する写し
- シ 安全対策等の取組状況等の確認書類（安全対策の取組状況，地域への貢献，表彰実績等に関する情報が確認できる書類の写し）
- ス その他知事が定める書類（様式11）

(3) (1)及び(2)の申請書類は，登録申請者の事業所を管轄する地域振興局長及び支庁長（以下「地域振興局長等」という。）へ2部（添付書類のうち，他の機関から発行されるものについては，1部は写しで可）提出するものとし，地域振興局長等は，様式5により1部を意見を付して知事へ進達するものとする。

(4) (3)の地域振興局長等への提出期間は，毎年1月4日から同月31日までとする。※ただし，知事が必要であると認めるときは，随時提出することができるものとする。

※31日が鹿児島県の休日进行を定める条例第1条に規定する県の休日にあたる時は，当該休日の翌日までとする。

## 5 登録の実施

(1) 知事は，4による申請書の提出があつた場合において，当該申請の内容が別表1に定める登録基準に適合すると認めるときは，次に掲げる事項を様式6の林業経営体名簿に登録するものとする。ただし，申請時から過去1年間の期間において，重大な法

令違反及び悪質な不法行為，その他公益に反する事実等が確認された場合及び4による申請書の内容に虚偽が確認された場合はこの限りではない。

ア 4の(1)のアからソまでに掲げる事項

イ 登録番号及び登録年月日

ウ 登録情報の変更年月日

- (2) (1)の規定による登録の有効期間は，登録された日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- (3) (1)の規定による登録は，有効期間が満了する年の1月31日までに4の(1)に規定する登録の申請を行い，その更新を受けなければ，その期間の経過によって，その効力を失うものとする。
- (4) 知事は，(1)の規定による登録をしたときは，遅滞なく，その旨を様式7により登録申請者に通知するものとする。
- (5) 知事は，(4)の規定にかかわらず，林業経営体名簿を公表することをもって(4)の通知に代えることができるものとする。

## 6 変更の届出

- (1) 林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録林業経営体」という。）は，4の(1)のアに掲げる事項に変更があったときは，様式8により知事に届け出るものとする。
- (2) 登録林業経営体は，4の(1)のイからソに掲げる事項に変更があり，林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は，様式9により知事に届け出ることができるものとする。
- (3) (1)から(2)の規定による書類は，登録林業経営体の事業所を管轄する地域振興局長等へ2部提出するものとし，地域振興局長等は，様式5により1部を知事へ進達するものとする。
- (4) 知事は，(1)，(2)及び(3)の規定による届出があった場合において，その内容が知事が定める登録基準に適合すると認めるときは，その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- (5) 4の(2)の規定は，(1)，(2)及び(3)の規定による届出について，5の(4)及び(5)の規定は，6の規定による登録について，それぞれ準用する。

## 7 林業経営体名簿の公表

- (1) 知事は，県の公式ホームページ等において林業経営体名簿を公表するものとする。
- (2) 公表内容は，毎年1月，4月，7月及び10月の末日までに更新するものとする。

## 8 登録の取消

- (1) 知事は，登録林業経営体が次の各号のいずれかに該当するときは，その登録を取り消すことができるものとする。
  - ア 登録林業経営体が個人の場合にあってはその死亡，法人の場合にあってはその消滅，解散等が確認された場合

- イ 登録林業経営体からの申出があった場合
  - ウ 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽等が確認された場合
  - エ 法令違反及び不法行為，その他公益に反する事実等が確認された場合
  - オ その他知事が定める場合
- (2) 知事は，(1)の規定による登録の取消をしたときは，遅滞なく，その旨を様式10により登録林業経営体に通知するものとする。ただし，(1)のアの個人の場合にあって，その死亡が確認された場合は除くものとする。

## 9 実績報告

登録林業経営体は，毎年6月末までに様式12による実績報告を登録林業経営体の事業所を管轄する地域振興局長等へ2部提出するものとし，地域振興局長等は，様式13により1部を知事へ進達するものとする。

### 附 則

この要領は，平成24年12月19日から施行する。

この要領は，平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は，平成31年 2月20日から施行する。

この要領は，令和 3年 4月 1日から施行する。

鹿児島県登録林業経営体 登録基準(適否判定表)

取組事項	基準	考え方	適用		審査項目	適否
			生産	造林		
(1)生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水率以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等は設けない。「一定の割合」については、5年間で約2割を目安とする。 「一定の水率」については、生産量に関し3,000m3/年、生産性に関し間伐5m3/人日、主伐10m3/人日を目安とする。 生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。</p>	○		<p>申請書(様式2) 4. 事業量等 ・選定基準を満たしている。 ・認定事業主である場合、改善計画の内容と乖離がない。</p>	
(2)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>		○	○	<p>申請書(様式2) 4. 事業量等 ・選定基準を満たしている。</p>	

別表1 (5 登録の実施関係)

鹿児島県登録林業経営体 登録基準(適否判定表)

取組事項	基準	考え方	適用		審査項目	適否
			生産	造林		
(3)主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。</li> <li>・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</li> <li>・素材生産目的の主伐(針葉樹)を実施する場合は、再造林が8割以上計画されていること。また、登録を継続する場合は、登録期間内の再造林の実績が概ね8割以上である場合申請を認める。ただし、天災等不可抗力によるものであつて、やむを得ないと認められたときはこの限りではない。</li> </ul>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。</p>	○	○	<p>申請書(様式2)</p> <p>5.主伐後の再造林の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4. 事業量等で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、「5. 主伐後の再造林の確保」の該当する項目にチェックが入っている。(今後整備する(取り組む)の場合、5年以内となつている)</li> <li>・5. 主伐後の再造林の確保の(1)「連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制」を有している場合、協定書の写しが添付されている。</li> <li>・様式11の内容が基準を満たしている。</li> </ul>	適否

鹿児島県登録林業経営体 登録基準(適否判定表)

取組事項	基準	考え方	適用		審査項目	適否
			生産	造林		
(4)生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業日報の作成・分析による進捗管理, 生産工程の見直し, 作業システムの改善等の適切な生産管理</li> <li>製材工場等需要者との直接的な取引, 木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷, 森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</li> </ul>		○		<p>申請書(様式2)</p> <p>6. 生産管理の取組</p> <p>7. 原木の安定供給・流通合理化等</p> <p>・該当する項目にチェックが入っている。(今後取り組むの場合, 5年以内となっている)</p>	
(5)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入, コンテナ苗の使用, 低密度植栽, 下刈の省略等に取り組んでいること又は今後取り組み意向を明らかにすること。</p>			○	<p>申請書(様式2)</p> <p>8. 造林・保育の省力化・低コスト化</p> <p>・該当する項目にチェックが入っている。(今後取り組むの場合, 5年以内となっている)</p>	

別表1 (5 登録の実施関係)

鹿児島県登録林業経営体 登録基準(適否判定表)

取組事項	基準	考え方	適用		審査項目	適否
			生産	造林		
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。	「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを要する。行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認することが望ましい。	○	○	申請書(様式2) 9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等 ・該当する項目にチェックが入っている。(今後取り組む場合、5年以内となっている) ・行動規範を遵守することを証する書類が添付されている。	
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づき県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向を明らかにすること。	「第4条に基づく…(略)…取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。 ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 ・リスクアセスメント、防護具の着用等の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策	○	○	申請書(様式2) 10. 雇用管理の改善 11. 労働安全対策等 ・該当する項目にチェックが入っている。(今後取り組む場合、5年以内となっている)	

鹿児島県登録林業経営体 登録基準(適否判定表)

取組事項	基準	考え方	適用		審査項目	適否
			生産	造林		
(8)コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に關し不正若しくは不誠実な行為をすおそれがあると認めると認めるに足りる相当の理由がある者</li> </ul>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「その他…(略)…相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。</p>	○	○	<p>申請書(様式2) 12.コンプライアンスの確保</p> <p>・全て「いいえ」にチェックが入っている。</p>	

様式1

林業経営体名簿への登録申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(認定事業主の有無 有 無 \*該当する方に○をつけること。)

上記記載の主たる事業所の所在地、代表者氏名等及び様式2の林業経営体に関する情報について、知事が林業経営体名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。

記

添付書類

林業経営体に関する情報(様式2)		保有林業機械の売買契約書, リース契約書等の写し	
登記事項証明又は住民票		技術者・技能者名簿(様式4)	
納税証明書		技術者・技能者が確認できる書類	
雇用に関する文書の様式		事業実績を証する書類	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		行動規範を遵守することを証する書類	
就業規則		安全対策等の取組状況等の確認書類	
貸借対照表		その他知事が定める書類(様式11)	
損益計算書		再造林に関する連携協定がある場合はその写し	
林業機械保有台数内訳表(様式3)			

注:添付する書類に○を付けてください。

注: 認定事業主については、様式2の「安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報」以外の事項について、既に提出されている改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告と同じならば記載を省略できる。

林業経営体名簿への登録申請書

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
( ) 人 ( ) 人	( ) 人 ( ) 人			( ) 人	%	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人

5年後の目標  
(うち常用)

( ) 人
( ) 人

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配  
置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対  
して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数									
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 路網作設 オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)	人
( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(経路現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付  
け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー養成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業取次を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形  
成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理士の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状(登録時)										5年後の目標									
グラブ ブル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェアラ ハンチャ	スキッダ	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。



6. 生産管理の取組

取組んでいる	今後取り組む	取組んでいる	今後取り組む
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ 作業システムの改善	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ その他			

7. 原木の安定供給・流通合理化等

・ 製材工場等需要者との直接的な取引	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
(取引先名: )			
・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
(取りまとめ機関名: )			
・ その他			

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取組む意向を有する場合にチェックし、何年後に

取組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

取組んでいる	今後取り組む	取組んでいる	今後取り組む
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ コンテナ苗の使用	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ 低密度植栽	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ 下刈りの省略	年( )月( )日	年( )月( )日	年( )月( )日
・ その他			

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取組む意向を有する場合にチェックし、何年後に

取組む予定かを記載。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

策定・遵守済	策定・遵守予定
・ 経営体独自の行動規範の策定	年( )月( )日
・ 所属する業界団体等による行動規範の策定	年( )月( )日
(策定主体: )	
・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守	年( )月( )日
(策定主体: )	
・ その他	

10. 雇用管理の改善

取組んでいる	今後取り組む
・ 現場作業員の常用化	年( )月( )日
・ 現場作業職員への月給制の導入	年( )月( )日
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	年( )月( )日
・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	年( )月( )日
・ その他	

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取組む予定かを記載。

11. 労働安全対策等

取組んでいる	今後取り組む
・ リスクアセスメント	年( )月( )日
・ 防護具等の着用の徹底	年( )月( )日
・ 作業現場の安全巡回	年( )月( )日
・ 専門家による安全診断・指導	年( )月( )日
・ その他	

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取組む予定かを記載。

12. コンプライアンスの確保

- ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。
- ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に実施されると認められない者である。
- ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である。
- ・ 9の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に關し不正若しくは不誠実な行為をすおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者である。  
(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)

はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

13. その他(安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等)

安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報	
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島支部への加入の有無	

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における企業としての実績を記載できるものとする。

様式3

林業機械保有台数内訳表

機 種	台 数	性 能
グラップル	台 ( 台)	
フェラーバンチャ	台 ( 台)	
スキッダ	台 ( 台)	
プロセッサ	台 ( 台)	
ハーベスタ	台 ( 台)	
フォワーダ	台 ( 台)	
タワーヤーダ	台 ( 台)	
スイングヤーダ	台 ( 台)	
その他高性能林業機械 ( )	台 ( 台)	
その他高性能林業機械 ( )	台 ( 台)	
集材機	台 ( 台)	
	台 ( 台)	
	台 ( 台)	
	台 ( 台)	
合 計	台 ( 台)	

(記載要領)

- 1 様式2の「林業機械保有台数」の欄の林業機械について記載すること。
- 2 林業機械保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( )書外数とすること。
- 3 性能の欄には、製造者、型式等(建設機械本体を含む。)を記載すること。
- 4 林業機械を保有していることが確認できる書類(売買契約書、リース契約書等)を添付すること。

様式 4

技術者・技能者名簿

氏 名	技術者・技能者			備 考
	名 称	取得年月日	有効期限	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	

(記載要領)

- 1 様式2の「技術者・技能者数」の欄の職員等について記載すること。
- 2 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーガ－（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 4 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 5 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 6 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 7 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 8 フォレスタ－（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。
- 9 その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士、建設業法施行令第27条の3に基づく土木施工管理技士、造園施工管理技士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）とする。
- 10 技術・技能の資格等を確認できる書類（認定証、検定・試験の合格証、講習修了証等）を添付すること。

鹿児島県知事 殿

地域振興局長等

林業経営体名簿への登録申請書(の変更届出書)について(副申)

このことについて、 から、別添のとおり標記申請書が提出されましたので、下記のとおり参考意見を付して進達します。

記

- 1 申請者 主たる事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

2 添付書類

名称	有無	名称	有無
林業経営体に関する情報(様式2)		保有林業機械の売買契約書, リース契約書等の写し	
登記事項証明又は住民票		技術者・技能者名簿(様式4)	
納税証明書		技術者・技能者が確認できる書類	
雇用に関する文書の様式		事業実績を証する書類	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		行動規範を遵守することを証する書類	
就業規則		安全対策等の取組状況等の確認書類	
貸借対照表		その他知事が定める書類(様式11)	
損益計算書		再造林に関する連携協定がある場合はその写し	
林業機械保有台数内訳表(様式3)			

3 申請者の林業活動及び適否

※ 鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領に規定する林業経営体であることを記す。

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
	( )					無

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況						
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等	
人 ( )	人 ( )			人	%	人	人	人	人	人
登録情報の変更時点の状況( 年 月 日)										
人 ( )	人 ( )			人	%	人	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)	人 ( )
------------------	----------

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
技術者	技能者	技術士	技能士	林業技士	フォレスト (森林総合監 理士)	人
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	人
人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付)林野組第36号林野庁長官通知」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業取次を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレストワーカー(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。



5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制  
(連携相手等の名称: )

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に整備する意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組み予定かを記載。

今後整備  
する

有して  
いる

( )

( )

(2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組み予定かを記載。

今後取り  
組む

( )

( )

6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 ( )

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組み予定かを記載。

取り組ん  
でいる

( )

( )

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷  
(取引先名: )
- ・その他 ( )

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何

年後に取り組み予定かを記載。

取り組ん  
でいる

( )

( )

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他 ( )

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何

年後に取り組み予定かを記載。

取り組ん  
でいる

( )

( )

( )

( )

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定  
(策定主体: )
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守  
(策定主体: )
- ・その他 ( )

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何

年後に取り組み予定かを記載。

策定・遵  
守済

( )

( )

( )

( )

10. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用品
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

取り組んでいる  今後取り組む

- 年後)  (
- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

取り組んでいる  今後取り組む

- 年後)  (
- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組み予定かを記載。

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組み意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組み予定かを記載。

12. コンプライアンスの確保

- ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。
- ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に実施されたと認められない者である。
- ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である。
- ・ 9の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができず又は森林の経営管理に不正若しくは不誠実な行為を有するおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。  
(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)

はい  いいえ

はい  いいえ

※該当する項目にチェック。

13. その他(安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等)

安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報	
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島支部への加入の有無	

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間に於ける企業としての実績を記載できるものとする。

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県知事

林業経営体名簿への登録（の変更登録）通知書

年 月 日付け第 号で申請（届出）のあった林業経営体名簿への登録（の変更登録）については、鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領5の(1)（6の(5)）の規定により登録（変更登録）しました。

鹿児島県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由

様式9

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事業所の所在地

代表者氏名

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(認定事業主の有無 有 無 \*該当する方に○をつけること。)

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、様式2のとおり変更したいので届け出ます。

なお、情報については、年 月 日付けで提出した改善計画認定申請書(又は改善措置実施状況報告)と同じ。(注:認定事業主で既に提出した申請書類等に記載されている情報と同一である場合は、なお書き以降を付記すること。)

記

添付書類

林業経営体に関する情報(様式2)		技術者・技能者名簿(様式4)	
雇用に関する文書の様式		技術者・技能者が確認できる書類	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		事業実績を証する書類	
就業規則		行動規範を遵守することを証する書類	
貸借対照表		安全対策等の取組状況等の確認書類	
損益計算書		その他知事が定める書類(様式11)	
林業機械保有台数内訳表(様式3)		再造林に関する連携協定がある場合はその写し	
保有林業機械の売買契約書, リース契約書等の写し			

注:添付する書類に○を付けてください。

注1: 添付書類は、変更する事項が確認できる書類とし、貸借対照表及び損益計算書は直近1か年とする。

注2: 認定事業主については、様式2の「安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報」以外の事項について、既に提出されている改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告と同じならば記載を省略できる。

様

鹿児島県知事

林業経営体名簿の登録取消通知書

年 月 日付で登録した  
の登録を取り消したので通知します。

の林業経営体名簿は、下記の理由により、そ

記

取消の理由

### 再造林計画・実績管理表

【計画】

区 分		前年度実績	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	1～5年次 の合計	備 考
		年度	年度	年度	年度	年度	年度		
主伐 (広葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
主伐① (針葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林② (植付)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
下刈	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林率 ②/①	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計	再造林が8割以上計 画されていること。 要領の5(1)の別表1 (3)主伐後の再造林の 確保
	累計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

【実績】

区 分		前年度実績	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	1～5年次 の合計	備 考
		年度	年度	年度	年度	年度	年度		
主伐 (広葉樹)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
主伐① (針葉樹)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
再造林② (植付)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
下刈	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
再造林率 ②/①	年度	/	年度	年度	年度	年度	年度	合計	登録期間内の再造林 の実績が概ね8割以 上である。 要領の5(1)の別表1 (3)主伐後の再造林の 確保
	累計	/	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

- 注1) 本調査表は、自社で行う主伐地に対する再造林の計画及び実績を把握することを目的とするものである。
- 注2) 対象地は民有林とする。
- 注3) 主伐とは、素材生産を目的とするものであり、開発等による伐採は含まない。
- 注4) 事業実績は、年度(4月～3月)とする。
- 注5) 再造林②(植付)は、主伐①(針葉樹)に対する計画(実績)とし、広葉樹伐採地で萌芽による更新地や拡大造林地は含まないものとする。
- 注6) 直営とは、他社から請負ったものを含め事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 注7) 実績については、再造林実績管理表(様式11-2)を添付すること。



様式12

林業経営体の再造林実績報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
FAX番号  
メールアドレス

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1 再造林計画・実績管理表 | 様式11-1 |
| 2 再造林実績管理表    | 様式11-2 |

様式13

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

地域振興局長等

林業経営体の再造林実績報告書について（進達）

このことについて、 から、別添のとおり報告がありましたので提出します。

## 鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領の運用について

### 1 趣旨

林業経営体に関する情報の登録の実施に当たっては、鹿児島県林業経営体に関する情報の登録実施要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この運用の定めるところによる。

### 2 登録基準

#### (1) 登録基準の考え方

登録の基準を明確にすることにより、登録事業体の社会的信頼性の向上を図るとともに登録情報を森林所有者等が広く活用しやすいものとする。

登録の基準は、鹿児島県林業経営体に関する情報の登録実施要領の趣旨を踏まえ、林業経営体が、労働基準関係法令等の法令を順守し、森林施業の実績があり、かつ再造林を推進する意欲と技能を有していること等を基準とする。

#### (2) 審査項目・登録基準

要領の5の(1)の別に定める登録基準は、次の全てを満たすものとする。

審査項目	登録基準	適否
ア 森林施業の実績等	要領5の別表1の登録基準を全て満たしていること。	
イ 法令等に関する事項	① 林業現場作業職員は、労働者災害補償保険法に則して、労災保険に加入していること。 ただし、いわゆる一人親方のように林業労働者を雇用していない事業主は、労災保険の特別加入を行っていること。	
	② 林業現場作業職員は、雇用保険法に則して、雇用保険に加入していること。	
	③ 就業規則を制定していること（ただし、常時10人以上の労働者を雇用する事業所に限る）。	
	④ チェーンソー等を取扱う林業現場作業職員は、労働安全衛生法に基づく必要な免許の取得、技能講習等を受けていること。 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 など	
ウ 技能に関する事項	① 森林施業プランナーの資格者を有していること。	

### 3 登録申請

要領4(2)スによる「その他知事が定める書類」とは、再造林計画・実績管理表(様式11-1, 11-2)とする。

### 4 その他

平成31年3月31日以降で登録期間が残存する登録林業事業体の登録情報は、今回の改正による一定の基準（コンプライアンスの確保等）が満たされないため、「鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領の一部改正について」（平成31年2月20日付け30森林経第291号森林経営課長通知）に基づく申請ができるものとする。

### 5 適用

この運用は、平成25年7月19日から適用する。

この運用は、平成27年4月1日から適用する。

この運用は、平成31年2月20日から適用する。